

議案第 26 号

杉並区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年3月3日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

郷土博物館の休館日に関する規定を整備する必要がある。

杉並区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区立郷土博物館条例施行規則（平成元年杉並区教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（以下「分館」という。）」を削る。

第3条第1項第1号中「月曜日（」の次に「その日が」を加え、「を除く。」を「に当たるときは、その日後その日に最も近い祝日法に規定する休日でない日」に改め、同項第4号を削り、同項第5号中「毎月の」を「毎月」に、「。ただし、第3木曜日」を「（その日」に改め、「第3条第1項」を削り、「翌日とする。」を「日後その日に最も近い祝日法に規定する休日でない日）」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(開館時間) 第2条 杉並区立郷土博物館（以下「郷土博物館」という。）及び分館_____の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。 2 略 (休館日) 第3条 郷土博物館及び分館の休館日は、次のとおりとする。 (1) 定例休館日 毎週月曜日（<u>その日が</u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日に当たるときは、その日後その日に最も近い祝日法に規定する休日でない日） (2)及び(3) 略 (4) 館内整理日 毎月 第3木曜日（その日_____が祝日法_____に規定する休日に当たるときは、その日後その日に最も近い祝日法に規定する休日でない日） (5) 略 2 略	(開館時間) 第2条 杉並区立郷土博物館（以下「郷土博物館」という。）及び分館（以下「分館」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。 2 略 (休館日) 第3条 郷土博物館及び分館の休館日は、次のとおりとする。 (1) 定例休館日 毎週月曜日（_____国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日を除く。_____） (2)及び(3) 略 (4) 祝日法に規定する休日が月曜日に当たる日の翌日。ただし、5月3日又は5月4日が月曜日に当たるときは、同月6日とする。 (5) 館内整理日 毎月の第3木曜日。ただし、第3木曜日が祝日法第3条第1項に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。_____ (6) 略 2 略